

「住民基本台帳の一部の写し」の閲覧に関する公表

住民基本台帳法の規定に基づき、住民基本台帳の一部の写しの閲覧状況を公表します。

☎ 市民課市民班 ☎ (93) 4086

- 閲覧の請求と申出ができるのは、次のとおりです。
- 国または地方公共団体の機関で、法令で定める事務の遂行のために必要なとき
 - 統計調査、世論調査、学術研究その他の調査研究のうち、総務大臣が定める基準に照らして公益性が高いと認められるとき
 - 公共的団体が行う地域住民の福祉の向上に寄与する活動のうち、公益性が高いと認められるとき
 - 営利以外の目的で行う居住関係の確認のうち、訴訟の提起その他特別の事情による居住関係の確認として市長が定めるとき

■住民基本台帳の一部の写しの閲覧に関する公表【平成28年11月1日～平成29年10月31日】

No.	請求機関・申出者の名称、氏名	請求事由・利用目的の概要	閲覧年月日	閲覧に係る住民の範囲
1	(社)新情報センター 代表理事 安藤昌弘 (委託者：総務省統計局統計調査部消費統計課)	家計消費状況調査	平成28年11月8日	16歳以上の男女 立沢新田地区50人
2	(株)マーケティングリサーチサービス代表取締役 永井孝由 (委託者：千葉県総合企画部報道広報課)	第53回県政に関する世論調査	平成28年11月10日	18歳以上の男女 七栄・中沢地区35人
3	(社)中央調査社 会長 大室真生 (委託者：学校法人 明星学苑 明星大学)	職業に関する意識調査	平成28年11月29日	昭和22年1月1日～平成8年12月31日 生まれの男女 根木名地区15人
4	(株)インテグリティサーチ 代表取締役社長 井上孝志 (委託者：環境省地球環境局総務課)	家庭部門のCO2排出実態統計調査	平成28年12月7日	昭和3年4月2日～平成9年4月1日 生まれの男女 日吉台2丁目地区60人
5	(株)日本リサーチセンター 代表取締役 鈴木稲博 (委託者：日本銀行 情報サービス局総務課)	生活意識に関するアンケート調査	平成28年12月8日	20歳以上の男女 七栄地区15人
6	(株)ビデオリサーチ 代表取締役社長 加藤 譲 (委託者：日本たばこ産業(株)たばこ事業本部M&S企画部)	全国たばこ喫煙者率調査	平成28年12月8日	昭和2年5月1日～平成9年4月30日 生まれの男女 十倉地区20人
7	(社)新情報センター 代表理事 安藤昌弘 (委託者：総務省統計局統計調査部消費統計課)	家計消費状況調査	平成29年2月8日	16歳以上の男女 立沢新田・立沢・七栄・新橋地区100人
8	(社)新情報センター 代表理事 安藤昌弘 (委託者：総務省統計局統計調査部消費統計課)	家計消費状況調査	平成29年6月8日	16歳以上の男女 日吉倉地区50人
9	(株)マーケティングリサーチサービス代表取締役 岩川恵理子 (委託者：千葉県健康福祉部健康づくり支援課)	生活習慣に関するアンケート調査	平成29年8月30日	昭和2年6月3日～平成14年6月2日 生まれの男女70人
10	(株)日本リサーチセンター 代表取締役 鈴木稲博 (委託者：内閣府政策統括官)	青少年のインターネット利用環境実態調査	平成29年9月27日	10歳以上17歳以下の男女 七栄・根木名・御料地区20人
11	(株)日本リサーチセンター 代表取締役 鈴木稲博 (委託者：NHK放送文化研究所 世論調査部)	全国個人視聴率調査	平成29年9月27日	7歳以上の男女 七栄地区12人
12	(社)新情報センター 代表理事 安藤昌弘 (委託者：総務省統計局統計調査部消費統計課)	家計消費状況調査	平成29年9月28日	16歳以上の男女 七栄地区53人

障害者		特別障害者				区分
身体障害者(3～6級)に準ずる		身体障害者(1・2級)に準ずる				事由
A1	A2	B1	B2	C1	C2	ランク
寝たり起きたりしているものの食事、排せつ、着替え時はもとより、ベッドから離れている時間が長く、介護者がいればその介助のもと、比較的多く外出する	寝たり起きたりしているものの食事、排せつ、着替え時はもとより、ベッドから離れている時間が長い、介護者がいてもまれにしか外出しない	寝たり起きたりの状態にはあるもののベッドから離れている時間が長い、介護者がいてもまれにしか外出しない	生活の大半をベッド上で過ごす、自力で座位を保ち車いすに移乗し、食事または排せつはベッドから離れて行うことができる	生活の大半をベッド上で過ごし、車いすの移乗や、食事または排せつなどについても介助者の援助を要する	自力で寝返りをうち体位を変えることができる	日常生活活動の食事、排せつ、着替えのいずれにおいても介助者の援助を全面的に必要とし、自力で寝返りをうつことなく、ベッド上で常時寝ている

障害者		特別障害者				区分
知的障害者(軽度・中度)に準ずる		知的障害者(重度・最重度)に準ずる				事由
II a	II b	III a	III b	IV	M	ランク
家庭外で、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる	家庭内でも、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる	日中を中心として、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さがときどき見られ、介護を必要とする	夜間を中心として、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さがときどき見られ、介護を必要とする	日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護を必要とする	著しい精神症状や問題行動あるいは重篤な身体疾患が見られ、専門医療を必要とする	日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さを必要とする

■表1 障害高齢者の日常生活自立度に基づく判定基準

市では、要介護認定を受けている人で、一定の判定基準に該当する人に対し、申請により「障害者控除対象者認定書」を発行しています。

この認定書を市・県民税や所得税の申告時に提出すると、

身体障害者手帳などを持っている人と同様に障害者控除を受けることができます。

なお、要介護認定を受けている人の全てが該当するわけではありませので、詳しくは問い合わせてください。

要介護認定を受けている高齢者に「障害者控除対象者認定書」を発行します

☎ 申請先 高齢者福祉課介護保険班 ☎ (93) 4980

■表2 認知症高齢者の日常生活自立度に基づく判定基準

- 対象 平成29年12月31日時点で、次の要件を全て満たす人
- 65歳以上
- 要介護認定(要介護1～5)を受けていて、次の表1または表2の判定基準により、それぞれの「ランク」に該当する
- 申請方法 次のものを持参し、直接窓口へ
- 印鑑
- 介護保険被保険者証